

要 望 書

平成 17 年 9 月 13 日

柳原 敏夫様

山形大学理学部 物質生命化学科
教授 西田 雄三 

上越市の北陸研究センターで行っているディフェンシン遺伝子導入イネの野外実験の中止を求める仮処分の申立てに対して、先月 17 日に、新潟地方裁判所高田支部がこれを却下する判断を出したことを知りました。

私はすでに、新潟地方裁判所高田支部に、ディフェンシン耐性菌に関する問題の重要性に鑑み、細菌の流出予防に万全の措置をし、もしそれがとられていない場合には、このような危険な実験の中止を命ぜられるように、要望書を提出したのですが、今回の裁判所の判断を見まして、改めて以下のことを要望します。

ディフェンシンは、動植物に共通して存在する抗菌タンパク質で、動植物が病原菌から身を守るために重要な化合物です。ディフェンシンは、必要なときにだけ必要な場所で作られるので、自然状態での耐性菌出現はほとんどないと思われませんが、実験室で植物ディフェンシンを加えて酵母やカビを数日間培養すると耐性菌が得られたとする報告があります。

病原菌がディフェンシン耐性を獲得すると、強大な感染力を発揮すると予想されます。したがってディフェンシンの乱用は厳に慎むべきものと思います。この点、北陸研究センターが野外実験を行っている組み換えイネは、カラシナのディフェンシン遺伝子を組み込んだ物で、イネ由来葉緑素特異的プロモーターで発現調整されていて、茎や葉で常時ディフェンシンを生産するようになっています。茎で生産されたディフェンシンが、茎から水田全体へ拡散する可能性があります。こうなりますと水田全体が巨大な耐性菌培養装置となりますが、この耐性菌の人類への危険性を考えると、これは大変な事態が起きると予想されます。

このような理由から、現在北陸研究センターで行っている野外実験は即刻中止し、未来にわたって禁止すべきものです。

以上